

令和7年4月14日

保護者の皆様

生徒支援に関する制度のご案内

愛知県立鳴海高等学校

県教育委員会では、高等学校に在籍する生徒やその保護者への経済的な支援の制度を用意しています。

なお、県立学校には、スクールカウンセラー（心理の専門家）やスクールソーシャルワーカー（福祉の専門家）など教育相談の外部専門家が配置され、生徒の支援を行っています。

1 経済的な支援制度

・授業料の減免

授業料が減免される制度です。

・就学支援金

全世帯のうち約7割が対象となる制度で、受給資格に該当すると、授業料が無償になります（返済不要）。

・奨学給付金

授業料以外（教科書費、教材費など）の教育費に充当するため、一定の条件に合致した場合、**保護者**の皆様へ資金を給付します（返済不要）。

・給付金額：年額10,100円*～143,700円

※一定の条件に合致する専攻科の生徒を対象に、10,100円の給付を新設

・奨学金

修学を支援するための資金を一定の条件に合致した場合、**生徒**の皆様へ貸与します。

卒業後に貸与した全額の返済が必要です。

・貸与額：月額11,000円～23,000円

※ 申請を行う場合は、事務室までお問い合わせください。（電話 052-623-3001）

スクールソーシャルワーカーへの相談を希望される場合

常時勤務する職員ではないため、まずは、担任又は教育相談担当にご連絡ください。

2 お子様の心の悩みに関するご相談

スクールカウンセラーへの相談を希望される場合

常時勤務する職員ではないため、まずは、担任又は教育相談担当にご連絡ください。